

令和5年度 第7回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和5年度第7回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年10月6日（金） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 (追加議案) 報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第9 議案第6号 農地台帳登載申請について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 日程第12 諮問第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画について

### 出席委員（17名）

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎  | 2 窪田 齊  | 3 森川雅之  | 4 石川光男  |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信  | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸  |         |         |         |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

1 脇 純 樹	2 石 川 茂	5 高 橋 忠 明	7 宇 高 勉
8 鎌 倉 静 夫	9 竹 本 正 行	10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一
12 石 川 繁	13 紀 井 正 明	14 受 川 清 男	15 三 好 昇
16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎	18 伊 藤 浩 一	19 萩 尾 博
20 高 橋 秀 典	21 越 智 寧	22 近 藤 良 啓	23 河 村 嘉 男
25 鈴 木 敏 也			

欠席委員（2名）

5 押 条 和 司 朗	19 石 川 武 将
-------------	------------

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

3 山 下 宏 二	4 星 川 久 和	6 佐 藤 保 之	24 竹 内 正 篤
-----------	-----------	-----------	------------

出席した職員

事務局長 森 實 大	次 長 三 宅 栄 一	係 長 武 村 美 保
主 任 金 子 愛 弓		

第7回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和5年10月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 委員

19番 石川 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

3番 山下 委員

4番 星川 委員

6番 佐藤 委員

24番 竹内 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
11番 坂上 委員、17番 寺尾 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、  
を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主任

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい  
て、報告いたします。  
番号1の案件については、令和5年4月30日解約。  
以上、1件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、報告第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下  
願」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主任

金子 それでは、本日、追加提案しております、報告第2号、「農地法第3条第1項  
の規定による許可申請の取下願」について、報告いたします。追加提案分議  
案書の1ページをご覧ください。  
本日、審議予定となっておりました、議案第1号「農地法第3条第1項の規  
定による許可申請について」の番号6につきましては、申請者の都合により  
「取下願」が提出されましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」につ  
いて、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい  
て、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。県外在住の弟より譲り受けるもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号3と4の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。

番号3と4については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はニンニク等の栽培を予定しています。受人は昨年度農地を取得した新規就農者ですが、一部、耕作していない農地があったため、8月7日及び9月25日に会長及び地元農業委員、推進委員とともに申請者のヒアリングを行いました。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。受人は、申請地の隣接地で柑橘等の栽培をしており、今後一体的に利用するため申請するもので、許可後はさつまいもの栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。渡人は遠隔地に居住しているため、近隣に農地を所有する受人に譲渡するため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 申請者は、野菜や果樹を栽培しておりますが、一部耕作していない土地もあったことから、8月7日及び9月25日に会長ほか関係委員とともに、農地の状況等についてヒアリングを実施しました。

耕作されていない小林の土地については、今年2月に取得し、耕作放棄地であったため開墾し、今回の申請地と合わせて果樹や野菜の栽培を予定しているとのことでした。

その他の農地についても、ニンニクやマカ等の作付けの準備中とのこと、営農計画も提出し、要件は満たされ問題ないと思いますが、上柏、中曽根、中之庄、寒川、土居町小林の農地に加え、今回の申請地を含め市内各所に1町2反もの経営農地があることから、今後の経過を注視する必要があると思います。

議 長 4番

委 員 3番と同じく、ヒアリングを行いました。岡銅の申請地はかなり荒れておりますが、申請者は土建業を営んでおり、重機を所有しているので農地に復元することは問題ないと思います。営農計画ではニンニクやマカの拡大を目指すとのこと、土建業との両立についても問題ないとのことでした。耕作放棄地を農地として利用してもらえるのはいいことだと思いますので、問題ないと思います。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
- 議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 日程第5、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。金子 主任
- 金子 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。
- 申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。
- 番号1の案件について、現在、福祉関連事業を目的とした特定非営利活動法人が運営している既存施設が手狭になったため、申請人と法人の間で貸借契約を締結し、申請地に貸事業所及び貸駐車場を建設するものです。申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われまます。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議長 これより、質疑にはいります。
- 委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。
- 議長 番号1番について質疑ありませんか。
- 委員 異議ありません。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、説明いたします。

2a 未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件については、栽培果実の選果及び保管のための農業用施設、及び耕作の事業に必要不可欠なトイレ及び浄化槽を設置するための届出です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、「受理」することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第7、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は11件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件については、松山自動車道の高架橋耐震工事を請け負う受人が、工事現場に近い申請地を作業員詰所や残土置場等として利用するものです。申請地は第2種農地ですが、一時転用であり、工事期間終了後は農地に復元されるためやむを得ないと思われます。なお、既に作業員詰所等に利用されていることから始末書が提出されています。

番号2の案件について、受入夫婦は、現在子供とともに夫の実家で同居していますが、手狭になったため、実家近くの申請地を父より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受入は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家に隣接する申請地をおじから譲り受けて

の一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は、申請地の隣接地に居住していますが、現在、自宅から離れた貸駐車場を利用しており不便であるため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は、現在賃貸住宅に家族で居住していますが、予てより妻の実家近くで家を建てるための土地を探しており、今般、妻の祖母より申請地を借り受ける運びとなったことから、一般個人住宅を建築するものです。申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は車両整備業を営む法人ですが、業績好調により修理車両が年々増加していることに伴い、車両の保管場所が不足しているため、店舗に隣接する申請地を譲り受けての車両置場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号7の案件について、受人の夫は、車関係の専門店を営んでいます、現在賃借している建物が老朽化により雨漏りするようになり、早急に建物が必要となったため、申請地を父から譲り受けての事務所・作業場建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号8の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域で住宅建築の要望が多いことから、住宅環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号9の案件について、受人は土木工事全般を行っている法人ですが、現在、

3か所ある資材置場のうち2か所は住宅に囲まれており、資材置場としては不適切な場所にあるため、申請地を譲り受け、資材置場を建設するものです。申請地は第2種農地ですが、既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号10の案件について、受人は、現在申請地の隣接地に居住していますが、今般、前面道路の拡幅工事に伴い、現住居の解体を余儀なくされたため、申請地を父から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号11の案件について、受人は製紙業を営む法人ですが、既存工場及び倉庫が手狭になったことから、本社に近い県道沿いの申請地を譲り受けての事務所・倉庫建設です。3,000㎡を超える案件ですので、開発許可が必要となることから、排水計画等については都市計画課の開発協議の中で協議されております。申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 9月20日、現地確認を行いました。受人は、渡人からの聞き取りや登記地目が山林のところもあったことから、申請地をおそらく山林だろうと判断し、作業員詰所や残土置場、駐車場等として利用していました。一時転用申請であるため、工事終了後は一部を道路として市に寄付し、残りは農地に復元することです。また、土地改良区の意見書も添付されていることから、転用申請することはやむを得ないと思ひます。

議長 2番  
委員 異議ありません。  
議長 3番  
委員 異議ありません。  
議長 4番  
委員 異議ありません。  
議長 5番  
委員 異議ありません。  
議長 6番  
委員 異議ありません。  
議長 7番  
委員 異議ありません。  
議長 8番  
委員 異議ありません。  
議長 9番  
委員 異議ありません。  
議長 10番  
委員 異議ありません。  
議長 11番  
委員 異議ありません。  
議長 ほかに、質疑はありませんか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第8、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 武村 係長

武村 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」については、番号1から4の案件すべて、再設定ですので説明は省略します。

議長 それでは、これより質疑にはいります。

議長 番号1から4の再設定について質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、8月17日に現地調査

を行いました。

番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、9月7日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 8月17日、現地確認をいたしました。

申請地は以前、住宅が建築されていましたが、解体後に農地として復元し、現在は柑橘類の果樹が栽培されており、きちんと管理されていました。

所有者の息子が管理を行い、今後も耕作を続けることが確認できましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 9月7日に申請者と現地を確認しました。

申請地は非農地通知書が発出されていましたが、再度農地に戻りたいと約2年をかけて農地に復元しています。現在は、所有者の子どもがユーカリの栽培をするなど農地として利用していますので、問題ないと思います。

また、農地台帳登載後は親子間で利用権を設定し、子どもがユーカリの栽培などを続ける意向も確認しました。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、議案第4号「農地法第5条第1項の許可申請」番号11に関連し、倉庫を建設するにあたり、「道」と「水路」の用途を廃止し払い下げを受け、周辺地と一体利用するもので、代替道・代替水路を寄附する予定です。また、地元水利組合の同意書が添付されています。

番号2の案件について、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、所有地と一体利用するもので、代替道・代替水路を寄附する予定です。なお、今回の申請地は、市・建設課により、土地改良区管理の「道・水路」ではないことが確認されていることから、隣接土地所有者の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1について、質疑はありませんか。

委員 本件は開発許可申請と並行して進めており、寄附する水路と道も適切な位置に配置されることから問題ないと思います。また、地元水利組合の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議長 番号2について、質疑はありませんか。

委員 10月3日に現地確認を行いました。申請地は、隣接する敷地を一体利用することから、現在の「道・水路」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。また、隣接土地所有者の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。因みに、工事は一部を除いて中断しております。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は平成8年に開業し、個人で建築業・土木業を営んでおり、業績は好調であります。現在、資材や機械、工事車両の置場が手狭になり、施工中の現場等に仮置きしている状況で、置場の確保が喫緊の課題であります。そこで、現所有地において検討しましたが、利用できる敷地がなく、新たに土地を確保しようと計画しました。作業現場の実績や作業効率を図る上で、いくつかの候補地を選定しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外を申請するも

のです。

番号2について、申出者は家族と共に、賃貸共同住宅に居住していますが、子供が生まれ家具類が増え手狭になったことや、将来的な親の介護を見据え、実家近くで新しく家を建てようと計画しました。しかしながら、申出者は土地を所有しておらず、実家周辺の雑種地で土地を探しましたが見つからなかったため、申出者の父が所有する土地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第12、諮問第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事

業計画」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第3号、「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」について、説明いたします。

番号1について、受人は、携帯電話サービスの提供を行う法人で、サービスエリアをくまなくカバーすべく検討中であり、現在、申請地周辺の電波品質が悪いことから利用者の利便性を考え、早期に品質改善を行う計画をしています。

選定については、申請地周辺が品質改善を要求されており、受人が使用する電波の特性やサービス距離の確保が容易で、道路が申請地付近まで利用できることを考慮し、候補地として申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請地周辺は農地の高低差がある地域であるため、転用することはやむを得ないと思います。被害防除の観点から、地元トラブルのないよう周辺土地所有者の理解を得ながら進めてほしいと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

採決に入る前に、本件については、合田委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、合田委員の退席を求めます。

（合田委員 退席）

議長 諮問第3号、「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」

について、「転用することはやむを得ないが、被害防除の観点から、近隣土地所有者の理解を得ながら進めるよう求める旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、諮問第3号は、「被害防除の観点から、近隣土地所有者の理解を得ながら進めるよう求める旨の意見」とし、県へ答申いたします。

議長 合田委員の入室を許可いたします。

(合田委員 入室・着席)

議長 合田委員に報告します。合田委員関連案件の番号1番については、「転用することはやむを得ないが、被害防除の観点から、近隣土地所有者の理解を得ながら進めるよう求める旨の意見」とし、県へ答申しますので、報告いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:25)

署名 人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 藤 信

委員 坂上 宏

委員 寺尾 悟 志